

広島県水道企業団設立準備協議会規約

(設置)

第1条 広島県、竹原市、三原市、府中市、三次市、庄原市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、熊野町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町及び神石高原町（以下「構成団体」という。）は、広島県における水道事業の統合に関する基本協定第8条の規定に基づき、企業団の設立を検討及び準備するための協議会を設置する。

(名称)

第2条 この協議会の名称は、広島県水道企業団設立準備協議会（以下「協議会」という。）とする。

(協議会の事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 企業団の組織運営に関すること
- (2) 企業団の事業計画に関すること
- (3) 企業団設立準備に関すること
- (4) 前3号に掲げるもののほか、企業団設立及び企業団が経営する水道事業等に関し必要な事項

(組織)

第4条 協議会は、会長及び委員で構成するものとし、それぞれ別表に掲げる職にある者をもって充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に支障があるときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
- 4 委員に支障があるときは、あらかじめ当該委員が指名する者がその職務を代理する。
- 5 会長及び委員は非常勤とする。

(会議)

第5条 会議は、会長が招集し、委員の半数以上の出席がなければ、これを開くことができない。

- 2 会議の議長は、会長が当たる。
- 3 会議は、原則として、公開により行うものとする。
- 4 前3項に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(幹事会)

第6条 協議会が指示する事項について協議し又は調整するため、協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長及び幹事で構成するものとし、それぞれ別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 第3条各号に掲げる事項を専門的に協議し又は調整するため、必要に応じて幹事会に専門部会を置く。
- 4 幹事会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、広島県企業局に置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の支弁)

第8条 協議会に要する経費は、構成団体が負担する。

2 前項の規定により構成団体が負担すべき額は、構成団体の協議により定める。

(脱退)

第9条 構成団体は、企業団への参画が困難と判断した場合は、協議会での同意を得た上で、脱退することができる。

2 前項の規定により協議会を脱退する場合、脱退する構成団体には、既に支出した負担金は返還しない。

(委任)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規約は、令和3年4月26日から施行する。

(別表)

広島県水道企業団設立準備協議会	広島県水道企業団設立準備協議会幹事会
(会長) 広島県知事	(幹事長) 広島県企業局長
(委員) 竹原市長 三原市長 府中市市長 三次市長 庄原市長 東広島市長 廿日市市長 安芸高田市長 江田島市長 熊野町長 安芸太田町長 北広島町長 大崎上島町長 世羅町長 神石高原町長	(幹事) 竹原市公営企業部長 三原市水道部長 府中市建設部長 三次市水道局長 庄原市水道局長 東広島市水道局長 廿日市市水道局長 安芸高田市公営企業部長 江田島市企業局長 熊野町公営企業部長 安芸太田町建設課長 北広島町上下水道課長 大崎上島町上下水道課長 世羅町上下水道課長 神石高原町環境衛生課長